

【会則】無線LANビジネス推進連絡会

<http://www.wlan-business.org/>

第一章 総則

第1条 名称

本会は、無線LANビジネス推進連絡会と称する。

第2条 目的

本会は、無線LANに関係する企業・団体等全体での普及促進・課題解決を行うことを目的とする。

第3条 活動内容

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) お客様・企業に向けて「無線LANを便利・快適・安心・安全に使っていただくための普及活動」「公衆エリア・家庭・オフィスにおける無線LANの普及促進」を図る。
- (2) 「連絡会参加メンバーが直面する横断的な課題の解決」「災害時対応等、連携・協調が可能で有用な取り組み」を行う。

第4条 事務所

本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

第二章 会員

第5条 会員

本会はプレミアム会員、正会員、準会員、特別会員、運営担当会員から構成する。

第6条 入会及び退会

- 1 本会へ入会しようとする者は本会の目的に賛同する者（企業・団体及び学職経験者）に限ることとし、本会HPより本会所定の入会申込手続きを行い、運営会の承認を得るものとする。
- 2 本会を退会しようとする者は、退会しようとする日の〔1か月〕前までに事務局に退会届を提出することにより退会することができる。

第7条 会員の種類、権利及び義務

本会の会員の権利及び義務は、会員の種類に応じて以下のとおりとし、細目等については添付会員に関する附則のとおりとする。

(1) プレミアム会員：総会の決議に参加することができる。第四章に規定する委員会に参加することができる。第六章に規定する運営会に参加することができる。

(2) 正会員：総会の決議に参加することができる。第四章に規定する委員会に参加することができる。第六章に規定する運営会に、運営担当委員として選任された場合は参加することができる。

(3) 準会員：総会へ出席し、傍聴し、総会の議事録を閲覧することはできるが、総会の決議に参加することはできない。委員会に参加することはできない。

(4) 特別会員：公共団体や地方公共団体等に限るものであり、総会へ出席し、傍聴し、総会の議事録を閲覧することはできるが、総会の決議に参加することはできない。委員会に参加することができる。

(5) 運営担当会員：プレミアム会員、正会員及び特別会員から構成され、運営会を構成し、本会の運営及び管理を行う。第六章に規定する運営会に、運営担当委員として選任された場合は参加することができる。

## 第8条 会費

1 プレミアム会員、正会員及び準会員は、以下に定める年会費を納めなければならない。ただし、特別会員は、年会費を納めることを要しない。

(1) プレミアム会員 年額 100万円

(2) 正会員 年額 50万円

(3) 準会員 年額 5万円

2 運営会は、その決定により、運営担当会員に対し、前項に定める年会費のほか、会務に必要な経費（実費相当分）を負担させることができるものとする。

3 年会費の支払いは、毎年事業年度開始月（4月）に請求を行い、翌月末までに本会の銀行口座へ振り込むこととする。

4 前項の規定にかかわらず、新規入会団体については、入会時に初年度の年会費を支払うものとする。なお、プレミアム会員及び正会員への入会については、会員種別に応じ年会費を月割りで計算し、100円未満は切り上げとしたものを支払うこととする。その他については、入会する会員種別に応じ年会費を支払うこととする。

5 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

## 第9条 除名

会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、出席した正会員の3分の2以上による総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。ただし、総会の決

議の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の会員たるにふさわしくない行動があったとき。
- (3) 年会費又は前条第5項の臨時会費の全部又は一部を1年以上滞納したとき。
- (4) 無線LAN利用者の利益を著しく害し、無線LAN事業の健全な発展を阻害すると運営会が認めたとき。
- (5) 反社会的勢力が構成員となったとき、反社会的勢力が役員となったとき、又は、反社会的勢力と取引関係をもったとき。
- (6) 法令違反又は社会問題等を引き起こし、当該会員資格の継続が本会又は会員相互の利益に反することとなったとき。
- (7) その他前各号に類する事項に該当するとき

#### 第10条 年会費等の不返還

会員が既に納入した年会費その他の拠出金品は、事由の如何を問わず、これを返還しない。

### 第三章 総会

#### 第11条 総会

本会は、総会を開催する。

#### 第12条 開催

総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度2回開催し、臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 運営会がその必要があると認める場合。
- (2) 議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

#### 第13条 総会の機能

総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算計画の承認
- (2) 収支報告書の承認
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 本会則の変更
- (5) 会員の除名

(6) 役員の報酬の額

(7) その他総会で決議するものとして法令または会則で定められた事項

#### 第14条 招集

- 1 総会は、会長がこれを招集するものとする。
- 2 総会の招集は、運営会で決する。

#### 第15条 招集通知

会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載したメールをもって、開催の日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

#### 第16条 議長

総会の議長は会長が行うものとし、会長が参加できないときは副会長が行うこととする。

#### 第17条 議決権

総会において、出席したプレミアム会員及び正会員は各1個の議決権を有する。

#### 第18条 定足数

総会は、総プレミアム会員及び総正会員の議決権の過半数を有するプレミアム会員及び正会員の出席がなければ、議事を開き、または議決を行うことができない。

#### 第19条 決議

総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席したプレミアム会員及び正会員の議決権の過半数の賛成をもってこれを行う。

#### 第20条 書面表決権等

総会に出席しないプレミアム会員及び正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って表決し、または議長に委任状を提出することにより、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、そのプレミアム会員及び正会員は総会に出席したものとみなす。

#### 第21条 議事録

- 1 総会の議事については、議事録を作成し、出席した役員、運営担当会員及び監事

がこれに署名した上で、本会 HP 上で会員向けに公開するものとする。

- 2 前項の署名は、議事録案が添付されたメールに対し各役員、運営担当会員及び監事が内容了承した旨の返信を行うことにより代えることができる。

#### 第22条 解散

本会は、総会において、出席したプレミアム会員及び正会員の議決権の4分の3以上による議決を経なければ解散することができない。

#### 第23条 オブザーバー

総会は、オブザーバーとして主務官庁等を参画させることができる。

### 第四章 委員会

#### 第24条 委員会の機能等

- 1 各委員会は、第一章第3条の目的を達成するために必要な普及活動、調査、研究、意見交換その他の実務を行うものとする。
- 2 各委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、運営会にて選任する。
- 3 各委員会の委員長・副委員長は事業年度ごとに、委員会の事業計画を作成し、運営会の承認を得なければならない。

#### 第25条 委員会

- 1 委員会は、各委員会の目的に賛同するプレミアム会員、正会員及び特別会員により構成されるものとする。
- 2 各委員会は、四半期に一度以上、その活動内容を運営会へ報告するものとする。

#### 第26条 参加及び脱退

- 1 各委員会へ参加しようとする者は、本会所定の方法により参加申し込みを行うものとし、当該委員会の構成員（以下「委員会メンバー」という。）の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 2 委員会を退会しようとする者は、事務局に通知することにより、委員会を退会することができる。

#### 第27条 除名

委員会メンバーが次の各号の一に該当する場合は、当該委員会において、出席した正

会員の3分の2以上による決議をもって、当該会員を各委員会から除名することができる。ただし、決議の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
- (2) この委員会の名誉を傷つけ、または当該委員会メンバーたるにふさわしくない行動があったとき。
- (3) 当該委員会メンバーとしての会員資格の継続が当該委員会又は会員相互の利益に反することとなったとき。

#### 第28条 委員長・副委員長の報酬

委員長・副委員長は無報酬とする。

### 第五章 役員

#### 第29条 役員

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 20名以下

#### 第30条 役員の選任

役員は、運営会において、出席した運営担当会員の3分の2以上の議決により、選任するものとする。

#### 第31条 役員の職務

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

#### 第32条 役員の任期

- 1 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選することを妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

#### 第33条 役員の解任

会長、副会長が次の各号の一に該当する場合は、運営会において、出席した運営担当会員の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められる

とき。

#### 第34条 役員の報酬

役員の報酬はその総額を総会において承認する。個別の報酬は運営会において決定する。

### 第六章 運営会等

#### 第35条 運営担当会員

新たに運営担当会員に就任するにあたっては、出席した運営担当会員であるプレミアム会員及び正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

#### 第36条 監事

- 1 本会には、監事1名を置く。
- 2 監事は、プレミアム会員、正会員及び特別会員の中から総会において選任する。監事は、運営担当会員を兼務しない。

#### 第37条 職務

- 1 運営担当会員は、運営会を組織し、会務を執行する。
- 2 監事は、運営担当会員の職務の執行を監督し、本会の財務を監査する。

#### 第38条 任期

- 1 運営担当会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選することを妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期終了前に退任した運営担当会員の補欠として、又は増員により選任された運営担当会員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第39条 解任

- 1 運営担当会員が次の各号の一に該当する場合は、運営会において、出席した運営担当会員であるプレミアム会員及び正会員の議決権の3分の2以上による決議に基づき、運営担当会員を解任することができる。ただし、決議の前に、その運営担当会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当する場合は、総会において、出席したプレミアム会員及び正会員の議決権の3分の2以上による決議に基づき、監事を解任することができる。ただし、決議の前に、その監事に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

#### 第40条 報酬

運営担当会員及び監事は無報酬とする。

#### 第41条 運営会

運営会は、会長、副会長及び運営担当会員により構成される。

#### 第42条 運営会の権限

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会員の入会の承認
- (3) 総会の招集及び開催場所の決定
- (4) 会長及び副会長の選任及び解任
- (5) 委員会の廃置分合、委員長及び副委員長の選任及び解任、参加資格その他の事項の決定
- (6) 予算計画の策定
- (7) 役員の間別報酬の決定
- (8) 前各号のほか会長が必要と認めて付議した事項

#### 第43条 運営会の種類及び開催

- 1 運営会は、通常運営会及び臨時運営会とする。
- 2 通常運営会は、四半期に1回以上開催するものとし、臨時運営会は、次のいずれかの場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 会長、副会長以外の運営担当会員から招集の請求があったとき。



#### 第44条 運営会の招集

- 1 運営会は、会長が招集する。
- 2 会長は、運営会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載したメールをもって、開催の日の1週間前までに役員及び運営担当会員に通知しなければならない。

#### 第45条 運営会の議長

運営会の議長は会長が行うものとし、会長が参加できないときは副会長が行うこととする。

#### 第46条 議決権

運営会において、役員及び運営担当会員は、各1個の議決権を有する。

#### 第47条 定足数

運営会は、議決に加わることが出来る運営担当会員の過半数の出席がなければ、議事を開きまたは決議を行うことができない。

会長が運営会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営担当会員（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該案件について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の運営会の決議があったものとみなす。

#### 第48条 運営会の決議

運営会の決議は、出席した役員及び運営担当会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。この場合において、議長は運営会の決議に運営担当会員としての表決に加わることができない。

#### 第49条 議事録

- 1 運営会の議事については、議事録を作成し、出席した役員、運営担当会員及び監事がこれに署名するものとする。
- 2 前項の署名は、議事録案が添付されたメールに対し、出席した各役員、運営担当会員及び監事が内容了承した旨の返信を行うことにより代えることができる。

### 第七章 資産の管理

#### 第50条 資産の構成

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費及び臨時会費
- (2) 第8条第2項に定める経費
- (3) その他の収入
- (4) ガイドライン等の本会で策定した内容

#### 第51条 資産の管理

本会の資産は運営会が管理する。

#### 第52条 経費の支弁

本会は、予算の許す限り、事務局職員に係る経費を支弁する。

#### 第53条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第54条 収支予算

本会の予算に関する書類は、会長が作成し、運営会及び総会の議決を経なければならない。これを変更するときも同様とする。

#### 第55条 収支決算

本会の収支決算は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、運営会及び総会における議決を経なければならない。

#### 第56条 剰余金

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第57条 残余財産の処分

本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

### 第八章 事務局

#### 第58条 事務局の設置

- 1 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局職員は会長が指名した者とする。
- 3 事務局の組織及び運営その他必要な事項は、会長が定める。

#### 第59条 帳簿及び書類

事務局には、常に次の帳簿及び書類を備え置くこととする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 収入、支出に関する帳簿

### 第九章 公告の方法

#### 第60条 公告の方法

本会の公告は、電子公告または各会員に対しメールを送信する方法により行う。

以上

(付則)

1. この会則は2014年4月21日から実施する。
2. 第13条、第34条、第42条の変更に伴う改定については、2015年4月23日から適用する。
3. 第25条の変更に伴う改定については、2017年5月10日から適用する。
4. 第8条4の変更に伴う改定については、2017年10月27日から適用する。

## 会員規定に関する附則

### 第1条 会員の種類、権利及び義務の細目

	プレミアム会員	正会員	準会員	特別会員
総会	○	○	○	○
議決権	○	○		
議事録閲覧	○	○	○	○
委員会への参画	○	○		○
メールマガジンの受信	○	○	○	○
技術相談	○	○		
特別研修会への無償参加	○	○		
連絡会 HP へのバナー広告	○	○		
調査報告書の情報閲覧	○	○		
運営会への参画	○	※		※

※運営会の依頼に基づき運営担当会員に選任されることがある。

### 第2条 会費

年会費の支払いは、会費の値上げ等がある場合は、総会での承認後事務局から速やかに請求を行い、請求日から起算して45日以内に振り込むこととする。

## 稟議規定に関する附則

### 第1条 稟議手続

- 1 稟議による会長または副会長決裁を受けようとする各委員会及び事務局は、稟議書に起案日、件名、稟議内容、稟議者名等所要事項を記入の上、会長、副会長宛に提出する。
- 2 前項に定める稟議書の提出は、電磁的方法をもって代えることができる。

### 第2条 稟議書の内容

稟議書には、稟議の目的事項、相手先及び相手先との関係、所要金額、実施期間又は納期等を簡潔明瞭に記載するとともに、必要な資料を添付するものとする。

### 第3条 稟議対象事項

稟議により会長または副会長決裁を得るべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 10万円以上の予算使用
- (2) 10万円以上または重要な契約及び覚書の締結
- (3) 主要な組織変更（役員の変更、部会の創設・改廃などを想定）
- (4) 守秘義務契約（NDA）の締結
- (5) 予算の補正
- (6) その他異例等のため稟議により会長の決裁を得ることが適当な事項

### 第4条 稟議書の受理及び回付

- 1 会長は、提出された稟議書につき審査を行い、稟議番号、受付日、関係部門名及び関係運営担当会員名を記入し、押印することにより受理するものとする。
- 2 前項の場合において、会長は、稟議台帳に所定の事項を記入し、稟議番号を付す。  
なお、稟議番号は、営業年度毎の連番とする。

### 第5条 決裁後の処理

- 1 決裁済稟議書の原本は、事務局にて保管する。
- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的手法によって決裁稟議を行った場合には、最終決済文書をプリントアウトの上事務局にて保管することとする。

### 第6条 決裁申請書による決済

稟議によって決裁を得るべき事項の他、与えられた職務権限に基づく決裁を得るべき事項については、決裁申請書に、第一条及び第二条と同様の事項を記入の上、権限者の決裁を受けるものとする。

## 提出文書の電子化に関する附則

第1条 この附則は、本会の会員が本会に対して行う届出、議決権行使などの意思表示にかかる文書の提出、本会が行う文書の保存、本会が行う会員への公示などを電子化する方法を定め、本会の運営を効率化することに資するためのものである。

第2条 本附則の適用を受ける文書等は以下の通りとする。

- ① 入会届
- ② 退会届
- ③ 総会召集
- ④ 書面表決ならびに委任
- ⑤ 運営会召集の請求
- ⑥ 運営会召集の通知
- ⑦ 書面表決ならびに委任状
- ⑧ 会費の支払方法の変更、会員区分の変更、住所、氏名(法人にあっては名称)、法人の代表者氏名などの変更の届け出
- ⑨ その他会員の資格の得喪など、会員にかかる会務に必要となる届出

### (提出文書の電子化)

第3条 会員は、第2条に例示する文書について、書面に代えて、電子メールなどの電磁的な方法により提出することができる。また、文書の提出先の電子メールアドレスなど、文書の電子化の具体的方法は、会長が定める。

### (文書の提出)

第4条 前項によって行われた文書の提出は、本会の事務局がそれを受領し、正当なものと認め受理した時点で、行われたものとする。

### (保存文書の電子化)

第5条 連絡会は、第2条に定める文書を、電磁的記録により調製することができる。ただし本会の会則に別段の規定がある場合は、その定めに従う。

- (1) 電磁的記録の様式、記録の管理などの具体的方法は、会長が定める。
- (2) 本会は、本条により電子化した記録の改ざん、消失、漏えいを防ぐため、所要の措置を講じるものとする。

### (公示の電子化)

第6条 本会は、会員に対する通知の伝達を、以下の各号に定める方法により電磁的に行うことができる。

- (1) 本会のインターネット上に存するウェブページにて公開すること。
  - (2) 本会の会員のために設置したメーリングリストにより、あらかじめ会員が届け出た電子メールアドレスに電子メールを配信すること。
- 2 前項の伝達に必要なウェブページへのポインタ、電子メールアドレスなどは、会長が定め、会員に周知するものとする。
  - 3 第1項に定める伝達の効力は、その方法により、次の各号の時期に成立する。
    - (1) ウェブページで行われた場合 その公開のとき
    - (2) 電子メールで行われた場合 その発信のとき

(会員の義務)

第7条 会員は、本付則に定める各種の届出、伝達などを円滑に行うため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 本会からの伝達を確実に受けることのできる電子メールアドレスを、本会に届け出ること。
- (2) 前号のメールアドレスが正常に機能するように保つこと。
- (3) 第1号のメールアドレスが変更になった場合は、遅滞なく本会に届け出ること。
- (4) その他本会からの要請に協力すること。

(伝達の適法性)

第8条 会員が前項の義務を怠ったために伝達が不達となった場合でも、当該伝達は適法に行われたものとみなす。

この会則は平成26年4月21日から実施する。